

国民年金 だより

■問い合わせ先
市民課 ☎40-5556
栃木年金事務所
☎0282-22-6074、4134

こんな人が受給できます

国民年金に加入中、もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる間に初診日（障がいの原因となった病気やけがについて初めて医師の診療を受けた日）がある人。

障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日、またはそれ以前に症状が固定した日）において、国民年金法で定める障害等級表1級または2級の障がいの状態にある人。

障害認定日に障害等級に該当しなくても、その後65歳までに重くなれば、事後重症による請求ができます。
※身体障がい者手帳などの等級とは異なる場合があります。

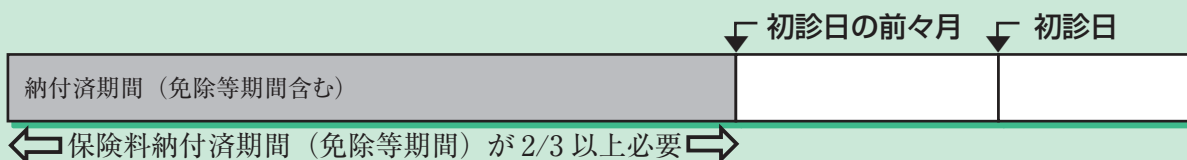
※老齢基礎年金の繰り上げ請求をした後に初診日がある場合は請求できません。

障害基礎年金について

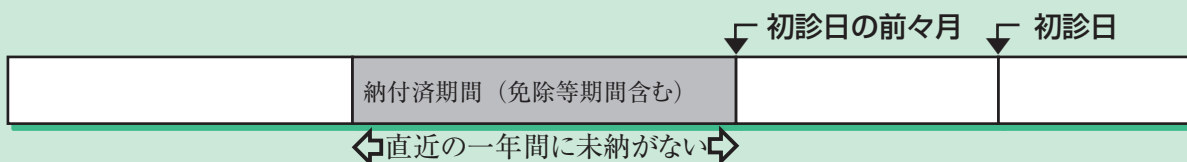
受給するための保険料納付要件

初診日の前日において、①または②のいずれかの要件を満たしていること。

- ①初診日のある月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済み期間（免除期間や学生納付特例期間等を含む）が3分の2以上あること。



- ②初診日が平成28年3月31日までにある場合は、初診日のある月の前々月までの直近1年間のうちに保険料の未納がないこと。



※初診日が平成3年4月30日までにある場合、初診日の前々月ではなく初診日がある月前における直近の基準月（1月、4月、7月、10月）の前月までとなります。

20歳になる前に障がいを
おった人は

20歳前に障がいを
おった場合は、20歳になったとき（障害認定日が20歳以降の場合は、その障害認定日）、または65歳に達するまでに障害等級表の1級または2級の障がいの状態にあれば受給できます。

20歳前の傷病により受給する人は、保険料を納めた期間は問われません。そのため、所得制限が設けられており、本人に一定額以上の所得がある場合は、年金額の全額または半額が支給停止になります。

●請求先

下野市役所 市民課（国分寺庁舎）
国保年金グループ
☎（40）5556

受給額（平成23年度：年額）

1級	986,100円
2級	788,900円

受給者に生計を維持されているお子さんがいる場合、または結婚や出生によりお子さんができた場合は加算がつくことがあります。（子とは、18歳になる年度の末日までの子、または20歳未満で1級・2級の障がいのある子に限られます。）

子の加算額（平成23年度：年額）

1人目・2人目	各 227,000円
3人目以降	各 75,600円